

# 契約説明書

入札順 1/3 午前

業務名	大崎上島町下水道SM計画に基づく改築更新工事実施設計業務(大串地区)
業務場所	豊田郡大崎上島町大串
入札(予定)年月日	令和8年5月26日(火) 11時00分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
履行期間	自 契約締結の日の翌日 至 令和9年3月26日
特約事項	前金払 : 無 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

# 入札条件

## 1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

## 2 契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

## 3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

## 5 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

## 6 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 業務名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。

- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が（1）から（10）までのいずれかに該当するとき。

## 7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をして失格した者は、再度入札に参加できない。

## 8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
  - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

## 10 業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の届出

業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の職歴を契約締結後14日以内に届け出ること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと

## 12 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

- (1) 提出方法  
書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。
- (2) 提出期限  
原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日の場合又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

令和8年度

国補事業

大崎上島町下水道SM計画に基づく改築更新工事実施設計業務（大串地区） 仕様書

事業所在地

事業主体名 大崎上島町

地区名 大崎上島町大串

大崎上島町下水道SM計画に基づく  
改築更新工事実施設計業務

特記仕様書

令和8年4月

大崎上島町環境衛生課

**大崎上島町下水道SM計画に基づく改築更新工事実施設計業務  
(マンホール形式ポンプ場遠隔監視制御設備実施設計業務)  
特記仕様書**

**第1条 適用範囲**

本特記仕様書は、上記に示す業務（以下「本業務」という。）に適用する。

**第2条 業務目的**

本業務は、下水道ストックマネジメント計画に基づいた、遠隔監視通報装置を更新する工事の設計書・工事図面及び数量計算書、特記仕様書、積算資料等の作成支援を行うことにより、本町における工事発注を円滑に行う事を目的とする業務である。

**第3条 管理技術者及び施術者**

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する施術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るために、十分な数の技術者を配置しなければならない。

**第4条 業務内容**

**4. 1 対象工種**

マンホールポンプ場電気設備（監視制御設備）

**4. 2 対象数量**

16箇所（別紙の通り）

**4. 3 内容**

大串地区内のマンホールポンプ及び大串ポンプ場を対象に、本仕様書及び共通仕様書に従って監視・通報装置の比較検討を実施し積算資料等を作成する。なお、具体的な設計対象工事名については、監督員の指示によるものとする。

**第5条 設計計画**

本業務の着手時には現地踏査を行い、積算に必要な現場条件等を把握すること。また、発注者が貸与する詳細設計等成果のうち、本業務に必要な報告書、設計図面及び各種計算書等の内容を把握すること。

**第6条 積算資料作成**

本業務にて作成する積算資料は以下の通りである。

6. 1 図面

各種図面について、詳細設計以降に生じた修正内容等があれば反映させること。また、予算調整による施工範囲の修正作業も本業務の対象とする。

6. 2 数量計算書

整理した図面から積算に必要な数量を抽出し、とりまとめること。

6. 3 特記仕様書

工事の施工条件等を反映した特記仕様書を作成すること。

6. 4 積算

発注者の示す準拠規格に基づき、積算を行うこと。

**第7条 資料の貸与**

発注者は、業務に必要な報告書等を所定の手続きによって貸与する。

**第8条 打合せ**

業務の区切りにおける打合せは、下記の3回を予定する。但し、下記以外にも必要に応じ打合せを行う。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ 1回
- (3) 成果納入時

**第9条 提出図書**

提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお、製本はすべて白焼とする。また、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

- (1) 図面 2部
- (2) 数量計算書 2部
- (3) 特記仕様書 2部
- (4) 設計書 2部
- (5) 積算資料（見積書、積算根拠等） 2部
- (6) 電子データ 1式

**第10条 照査**

10. 1 照査の目的

受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計に誤りがないよう努めなければならない。

10. 2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

#### 10.3 照査事項

受注者は、設計全般にわたり誤りが無いように照査を実施しなければならない。

#### 第11条 その他

業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は監督員と協議を行うこと。

別紙

対象箇所（16箇所）

- ①浜谷マンホールポンプ
- ②入相1号マンホールポンプ
- ③郷谷マンホールポンプ
- ④井浜1号マンホールポンプ
- ⑤井浜2号マンホールポンプ
- ⑥井浜3号マンホールポンプ
- ⑦井浜4号マンホールポンプ
- ⑧外浜2号マンホールポンプ
- ⑨七々見2号マンホールポンプ
- ⑩入相2号マンホールポンプ
- ⑪瀬井4号マンホールポンプ
- ⑫瀬井2号マンホールポンプ
- ⑬瀬井1号マンホールポンプ
- ⑭瀬井3号マンホールポンプ
- ⑮外浜1号マンホールポンプ
- ⑯大串ポンプ場

# マンホール形式ポンプ場改築更新工事実施設計業務 特記仕様書

## 1. 業務の目的

本委託業務(以下業務という。)は、本仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、数量計算書等の作成を行うことを目的とする。

## 2. 業務の対象

(1)名称 大崎上島町下水道SM計画に基づく改築更新工事実施設計業務(大串地区)

(2)位置 広島県豊田郡大崎上島町大串

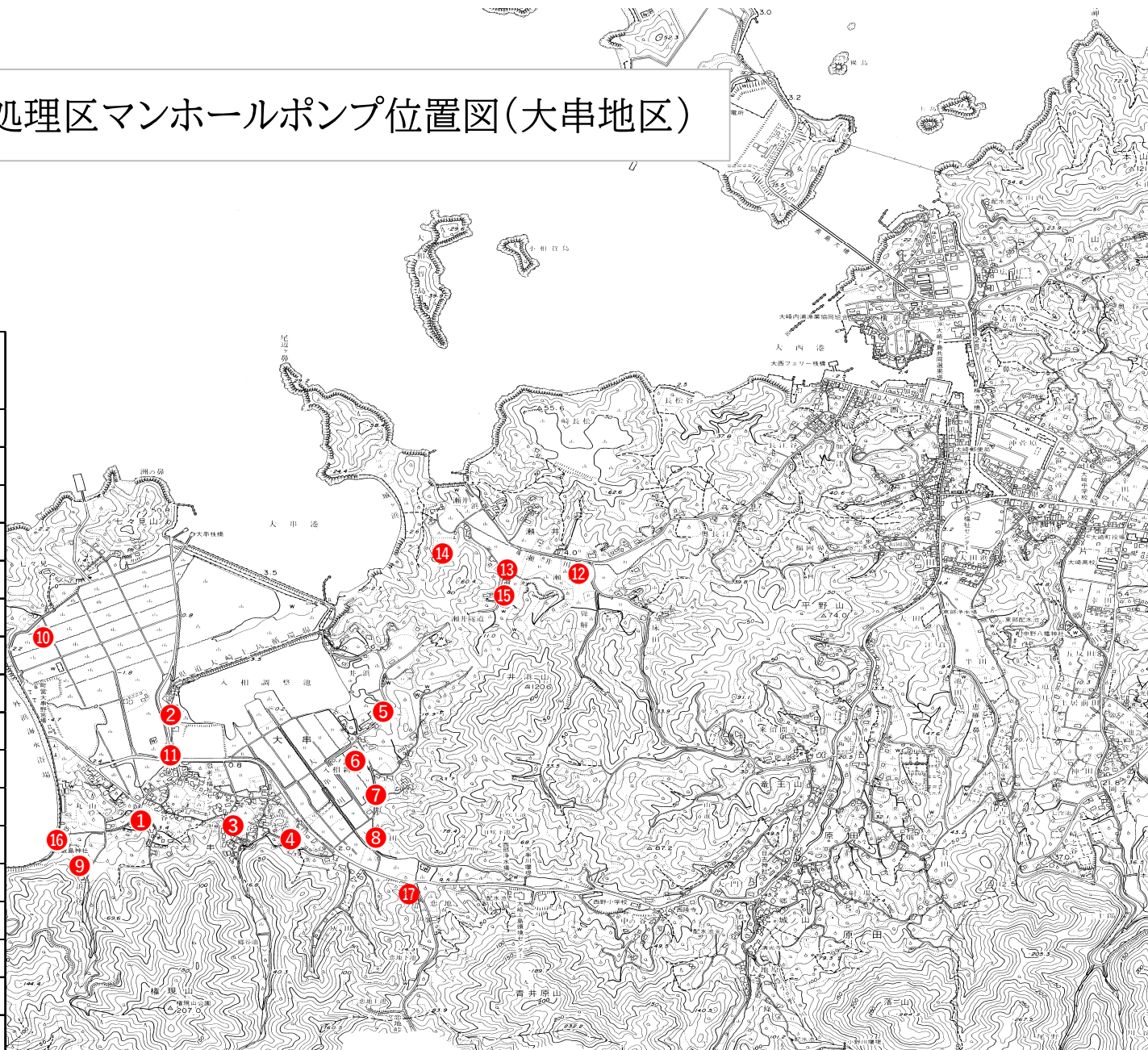
(3)マンホール形式ポンプ場実施設計

設計対象施設と設計範囲

- ①マンホールポンプ 4箇所(2台×4箇所)
- ②投込み式水位計 3箇所(井浜2号MP以外)
- ③制御盤(更新が必要な設備のみ)  
※箇所については位置図参照

# 特環大崎処理区マンホールポンプ位置図(大串地区)

番号	マンホール名番号	改築更新 工事実施 設計対象	遠隔監視制御 設備実施設計 対象
17	大串ポンプ場		○
1	浜谷マンホールポンプ		○
2	入相1号マンホールポンプ		○
3	郷谷マンホールポンプ		○
4	片首マンホールポンプ		○
5	井浜1号マンホールポンプ	○	○
6	井浜2号マンホールポンプ	○	○
7	井浜3号マンホールポンプ		○
8	井浜4号マンホールポンプ		○
9	外浜2号マンホールポンプ	○	○
10	七々見2号マンホールポンプ	○	○
11	入相2号マンホールポンプ		○
12	瀬井4号マンホールポンプ		○
13	瀬井2号マンホールポンプ		○
14	瀬井1号マンホールポンプ		○
15	瀬井3号マンホールポンプ		○
16	外浜1号マンホールポンプ		○



# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系	0 56 大崎上島町 00-08.04.01(0)  2 委託	凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
下水道改築設計	1	式			Y2C0202 レベル2
下水道改築設計	1	式			Y2C020201 レベル3
下水道改築設計業務	1	式			Y2C02020101 レベル4
ポンプ場改築実施設計（電気） 大串ポンプ場 遠隔監視制御設備	1	式			V1000 00 改築レベル3 単第0 -0001 表
M P場改築実施設計（機械） M P：4箇所 改築レベル3	1	式			V2000 00 単第0 -0008 表
M P場改築実施設計（電気） M P：4箇所 改築レベル3	1	式			V3000 00 単第0 -0015 表
M P場改築実施設計（電気） M P：1 5箇所（遠隔監視制御設備） 改築レベル3	1	式			V4000 00 単第0 -0022 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現地調査	1	式			V5000 00 単第0 -0029 表
設計協議	1	式			V6000 00 単第0 -0031 表
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費（設計）	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0035 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費(設計) 概略設計, 予備設計及び詳細設計	1	式			S2Z0102X3 00  単第0 -0036 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					









































































